

我孫子市緑の基本計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 我孫子市緑の基本計画の改訂内容の検討を行うため、我孫子市緑の基本計画庁内検討委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 庁内委員会の委員は、次の表に掲げる者をもって充てる。

|        |        |         |       |        |      |      |        |        |           |
|--------|--------|---------|-------|--------|------|------|--------|--------|-----------|
| 企画政策課長 | 市民安全課長 | 子ども支援課長 | 手賀沼課長 | 商業観光課長 | 農政課長 | 道路課長 | 都市計画課長 | 公園緑地課長 | 文化・スポーツ課長 |
|--------|--------|---------|-------|--------|------|------|--------|--------|-----------|

(委員長)

第3条 庁内委員会に委員長を置き、公園緑地課長をもって充てる。

2 委員長は、会務を取りまとめ、庁内委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 庁内委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 庁内委員会の庶務は、都市部公園緑地課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が庁内委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。